明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔デジタル庁令〕
○激甚災害が発生したとき等においてあらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で行う個人番号の利用に関する内閣府令の一部を改正するデジタル庁令（デジタル庁九）　二
〔デジタル庁令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務一）　二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（同二）　三
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（同三）　四
〔省　令〕
○国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学五〇）　五
○次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八五）　七
○自動車型式指定規則の一部を改正する省令（国土交通七三）　五〇
○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令（同七四）　五一
〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第二十一条第三号の規定に基づき内閣総理大臣が定める基準の一部を改正する件（デジタル庁七）　五一
○令和三年度地方債同意等基準の一部を改正する件（総務三八八）　五二
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律第三十条の規定に基づき公示をする件（同三八九、三九一）　五三
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十五条の規定により読み替えて適用される特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第七号の規定に基づき登録外国適合性評価機関の区別及びその他の文字等を定める件の一部を改正する件（同三九〇、三九二）　五四
○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則第十四条の規定により読み替えて適用される端末機器の技術基準適合認定等に関する規則様式第七号の規定に基づき端末機器に付する文字等を定める件の一部を改正する件（同三九三）　五五
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二九三）　五六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学一九四）　五六
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（厚生労働三九五）　五九
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（農林水産二〇一一）　六〇
○完成検査実施規程の一部を改正する告示（国土交通一四七九）　六〇
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和三年度令和三年九月分）（財務省）　八一
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項関係　八四
裁判所
破産、免責、再生関係　九一
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構令和二事業年度財務諸表、型式適合認定、型式部材等製造者の認証、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四三
会社その他
会社決算公告　一四三
一四六